

津市介護保険事業等検討委員会設置要綱

平成 1 8 年 1 月 1 日

改正 平成 2 4 年 3 月 1 5 日

平成 2 8 年 1 月 1 2 日

平成 3 0 年 7 月 2 6 日

(設置)

第 1 条 本市における介護保険事業計画の見直し及びこれに伴う高齢者福祉計画の整備を図るに当たり、広く意見を求め、介護保険事業の円滑な運営及び高齢者福祉施策の効果的な推進を図り、包括的支援事業の円滑な実施及び地域密着型サービスの運営に係る必要な措置を講ずるため、津市介護保険事業等検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険事業計画及び高齢者福祉計画（以下「介護保険事業計画等」という。）の見直し等に関する事。
- (2) 介護保険事業計画等の進行管理に関する事。
- (3) 地域包括支援センターの設置及び運営等に関する事。
- (4) 地域密着型サービスの指定、指定基準、介護報酬の設定及び運営評価等に関する事。
- (5) 介護予防サービス及び生活支援サービスの体制整備に関する事。
- (6) 認知症初期集中支援チームの活動状況等に関する事。
- (7) その他介護保険事業の円滑な運営及び高齢者福祉施策の効果的な推進に関する事。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 2 0 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者及び福祉関係者
- (2) 介護保険被保険者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 介護保険被保険者等に係る介護サービス、介護認定等に関し調査研究するため、委員会にサービス向上部会及び介護認定推進部会を置く。

2 サービス向上部会及び介護認定推進部会は、委員のうちから委員長が指名する者それぞれ4人以内をもって組織する。

3 サービス向上部会は、介護保険被保険者等からのサービス内容、サービス提供事業者等に係る相談及び苦情に関し、意見を述べることができる。

4 介護認定推進部会は、介護保険被保険者等からの介護認定に係る相談及び苦情に関し、意見を述べることができる。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部介護保険課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成18年9月30日限りとする。
- 3 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第6条の規定にかかわらず、市長職務執行者がこれを招集する。

附 則（平成24年3月15日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月12日）

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則（平成30年7月26日）

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。